

出雲市・平田市・佐田町・多伎町・湖陵町・大社町



出雲地区合併協議会

合併だより

Vol.7

新・出雲市のシンボルマーク

市章募集!!

出雲地区2市4町（出雲市、平田市、佐田町、多伎町、湖陵町、大社町）が平成17年3月22日に合併して誕生する新「出雲市」のシンボルマークを募集します。

“むすんでひらく”悠久のロマンと夢育む
日本のふるさと出雲の國づくり

CONTENTS (目次)

- 新「出雲市」市章募集要項 ————— 2
- 島根県知事に合併申請書を提出 ————— 2

市章は、市旗として使われるなど、市のシンボル（象徴）として、市内外に新「出雲市」をPRしていくものです。合併協定では、この新「出雲市」の市章を、合併時に定めることとしており、このたび、新市が目指す「“むすんでひらく”悠久のロマンと夢育む 日本のふるさと出雲の國づくり」にふさわしい新しい市章のデザインを募集いたします。新「出雲市」の誕生に向け、たくさんのご応募をお待ちしています。

発行／出雲地区合併協議会 編集／出雲地区合併協議会事務局

〒693-0002 出雲市今市町北本町2丁目1番地12 出雲交流会館内 電話:0853-23-1008 FAX:0853-23-1036
URL:http://www.izumo-gappei.jp E-mail:info@izumo-gappei.jp

新「出雲市」市章募集要項

募集する市章

- *21世紀出雲の國づくり計画の「"むすんでひらく"悠久のロマンと夢育む 日本のふるさと出雲の國づくり」や、将来像「世界を結ぶご縁都市 出雲」、基本理念「自立 交流 環境」等を表現するなど、新市にふさわしいデザインであること。
- *市旗、バッジ等にも使用できるデザインであること。
- *用紙の地色を含め4色以内であること。なお、グラデーションは不可とします。
※グラデーション：色の濃淡を少しずつ変化させる手法
- *他の市（町）章及び他の商標等と類似しないものであること。
- *単色で表現しても、イメージや安定感が損なわれないものであること。
- *自作の未発表作品であること。

応募方法等

- *応募資格は問いません。また、同一人の応募は何点でも構いません。
- *応募用紙又は縦横15cmの枠を書いたA4白色用紙を縦長で使用し、用紙1枚につき1作品でお願いします。
- ◎**応募用紙は、2市4町の市役所・役場、コミュニティセンター、公民館、合併協議会事務局に置いてあります。また、合併協議会のホームページからもダウンロードできます。**
出雲地区合併協議会ホームページ <http://www.izumo-gappei.jp>
- *応募にあたっては、「郵便番号」、「住所」、「氏名（ふりがな）」、「年齢」、「性別」、「電話番号」及び「デザインの趣旨」（必ず記入のこと）を用紙に記載してください。
- *応募は、持参又は封書による郵便とし、応募先は「出雲地区合併協議会事務局」とします。（電子メール及びFAXでの応募はできません。）

応募期間

平成16年10月28日（木）～平成16年11月30日（火）
（郵送の場合は、締切日の消印有効。持参の場合は締切日の17時15分まで。）

市章決定方法

- *合併協議会の総務・企画小委員会において候補作品5点程度を選定し、候補作品の中から、合併協議会において採用作品1点を決定します。

賞金

- ◎**採用作品（1点）応募者 最優秀賞（賞金30万円）**
- ◎**候補作品（4点程度）応募者 優秀賞（賞金3万円）**
- ※受賞者が18歳未満の場合は、その保護者等に代理授与します。

採用作品の発表

- *合併だより、ホームページ等で発表し、採用作品応募者に通知します。

著作権等

- *採用作品に関する一切の権利は、出雲地区合併協議会及び新「出雲市」に帰属します。
- *応募作品は返却いたしません。
- *作品の採用にあたっては、応募作品に若干の補正を加える場合があります。
- *採用作品の使用にあたっては、モノクロで使用する場合があります。

応募先・問い合わせ先

〒693-0002 出雲市今市町北本町2-1-12 出雲交流会館内
出雲地区合併協議会事務局 市章募集係（TEL0853-23-1008）



島根県知事に合併申請書を提出



平成16年9月30日（木）、2市4町の市長・町長は、県知事に対し合併申請書を提出しました。提出後、市長・町長は、県知事と固く握手を交わし、新「出雲市」誕生に向かう決意を再確認しました。今後は、県において国（総務省）と協議が行われ、12月の県議会での議決、来年1月頃の総務大臣告示により、合併の手続きが終了する予定です。